

焼津市競争入札参加資格審査 特例申請要領（建設工事関連業務）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に定める合併等に係る特例申請の方法等については、以下のとおりです。

1 定義

■この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりです。

- (1) 合併 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）の規定に基づく合併
- (2) 会社分割 会社法に規定に基づく会社分割
- (3) 事業譲渡 会社法の規定に基づく事業譲渡
- (4) 法人成り 個人事業主が当該事業を法人に承継すること。
- (5) 相続等 個人事業主が、死亡又は高齢等の理由により相続人に当該事業を承継すること。
- (6) 承継者 合併における吸収合併存続会社又は新設合併設立会社、会社分割における吸収分割承継会社又は新設分割設立会社、事業譲渡における譲受会社、法人成りにおける法人、相続等における相続人
- (7) 被承継者 合併における吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社、会社分割における吸収分割会社又は新設分割会社、事業譲渡における譲渡会社、法人成り及び相続等における個人事業主

2 共通申請要件

■特例申請を行うにあたり共通する申請要件は、次のとおりです。

- (1) 承継者が被承継者から事業を承継し、特例申請をしようとする登録業種について、被承継者が入札参加資格を有していることが必要です。
- (2) 特例申請を行う承継者は、次の入札参加資格要件をすべて備えていなければなりません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - イ 登録を受けようとする業種に必要とする法令又は条例に基づく許可、登録、届出等(以下「法令の許可等」という。)について、別表に定めがある場合は、当該法令の許可等を有していること。
 - ウ 法人税（個人事業主の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - エ 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
 - オ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。
 - (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していること。
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3 承継事由ごとの申請要件

承継事由ごとに必要な申請要件は、次の表に掲げるとおりです。

承継事由	申請要件
合併	(1) 承継者及び被承継者は、適法な合併手続きを行っていること。
会社分割	(1) 承継者及び被承継者は、適法な会社分割手続きを行っていること。 (2) 被承継者は、承継者に承継させた事業を廃業すること。
事業譲渡	(1) 承継者及び被承継者は、適法な事業譲渡手続きを行っていること。 (2) 被承継者は、承継者に承継させた事業を廃業すること。
法人成り	(1) 被承継者は、被承継者が有するすべての事業を廃業すること。 (2) 被承継者の代表者が、当該事業を承継させる承継者の代表者であること。 (3) 承継者は、被承継者の事業の廃止と連続して営業を開始していること。
相続等	(1) 被承継者は、被承継者が有するすべての事業を廃業すること。 (2) 承継者は、被承継者の2親等以内の親族であること。 (3) 承継者が相続等して当該事業を営むことについて、被承継者のすべての相続人が同意していること。 (4) 承継者は、被承継者の事業の廃止と連続して営業を開始していること。

4 申請期間

■特例申請を行うことができるのは、事業承継の事実発生日から3か月以内です。受付は随時で行います。

■特例申請は、事業の連続性と承継者の円滑な経営を考慮して、特例として取扱うものです。制度の趣旨に反してこの申請期間を超える場合は、通常の新規登録申請をしてください。

承継事由	事実発生日
合併	合併登記を行った日
会社分割	分割登記を行った日
事業譲渡	全部譲渡で譲受会社が新たに設立された場合は設立登記を行った日。それ以外は事業譲渡を実施した日
法人成り	承継した法人の設立登記を行った日
相続等	個人事業主が死亡した場合は、当該個人事業主が死亡した日。個人事業主が高齢等により事業を継続できなくなった場合は、当該個人事業主が廃業した日

5 提出方法

■郵便による送達又は持参

■提出書類はA4サイズ(原本類がA4でない場合は、A4に変倍)で作成し、番号順に重ね、クリップ留めをしてください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

6 提出先(問合先)

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市総務部契約検査課契約担当

電話 054-626-1119(直通) F A X 054-626-1136

7 業者区分

■申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき、次のとおり区分します。

(1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者

(2) 市外業者 市内業者以外の者

8 共通提出書類

(1) 提出部数 1部

(2) 提出書類 (承継者のもの)

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格特例審査申請書(建設工事関連業務)	様式9号	○	○
2	登録希望業種表(建設工事関連業務)	様式2号	○	○
3	法令や登録規程に基づく登録の証明書類(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 別表に記載の登録業種に係る法令又は登録規程に基づく登録証(任意制度による登録も含む)など 申請日において有効期間内のもの 委任先の営業所等に法令の登録が必要な場合は、営業所に係る登録を証明するもの 承継者が入札参加資格を有している場合で登録業種の変更や追加がない場合は提出不要 	△	△
4	営業所一覧表	国土交通省様式に準拠 <ul style="list-style-type: none"> 吸収合併等により承継者の営業所の追加や変更がない場合は提出不要 	△	△
5	財務諸表(合併等の承継事実の発生日時点のもの。写し可)	(1)貸借対照表 (2)損益計算書(新設合併・新設分割・法人成り・相続等の場合は不要。)	○	○
6	使用印鑑届兼委任状	様式3号(委任期間の設定不要)	▲	▲
7	印鑑証明書(写し可)	発行日より3カ月以内のもの	▲	▲
8	誓約書	様式4号	▲	▲
9	システム利用届(電子入札) ※1	焼津市電子入札運用基準第1号様式	▲	▲
10	資格審査結果通知書等の返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 長形3号封筒に84円切手貼付1枚 返信先を記入すること。 	○	○
11	承継関係図	合併・会社分割・事業譲渡における事業承継に係るすべての法人の関係を図示したもの(任意様式)	○	○
12	その他	必要に応じて上記以外の書類の提出を求められます。	△	△

適用:「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。「▲」は吸収合併又は事業譲渡において、存続会社や譲受会社が承継前に入札参加資格を有している場合には提出不要。

【注】

※1 「システム利用届(電子入札)」について

○焼津市では、建設工事に係る入札案件は基本的に電子入札で執行していますので、既に電子入札用のICカードを所有している場合は提出してください。

※2 「受付の確認」について

○申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。

○受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。

- ・申請書類送達の場合は、63円切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
- ・申請書類持参の場合は、様式9号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

9 承継事由ごとに提出する書類

承継事由	提出書類	適用
吸収合併	○合併契約書の写し ○合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3 ○存続会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 ・焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内業者は必須。市外業者は該当時） ※4 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3の3） ※5	存続会社
	○商業登記閉鎖事項全部証明書 ※3	消滅会社
	○公正取引委員会の届出受理書の写し	該当時
新設合併	○合併契約書の写し ○合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3	新設会社
	○商業登記閉鎖事項全部証明書 ※3	消滅会社
	○公正取引委員会の届出受理書の写し	該当時
吸収分割	○分割契約書の写し ○吸収後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3 ○存続会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 ・焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内業者は必須。市外業者は該当時） ※4 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3の3） ※5	承継会社
	○分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3	分割会社
新設分割	○分割計画書の写し ○設立後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3	新設会社
	○分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3	分割会社

事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○事業譲渡契約書の写し ○事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3 ○譲受会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内業者は必須。市外業者は該当時） ※4 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3の3） ※5 	譲受会社
	○事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※3	譲渡会社
法人成り	<ul style="list-style-type: none"> ○商業登記現在事項全部証明書 ※3 ○定款の写し 	承継者
	○事業廃止に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄に承継者が記載されていること。）	被承継者
相続等	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書（日本国籍の場合）又は住民票（外国籍の場合）並びに成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明 ※6 ※7 ○被承継者と承継者の関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本 ○承継同意書（様式9号）及び同意人の印鑑証明書 ※8 ○事業開始に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し ○焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内個人事業主は必須。市外個人事業主は該当時） ※4 ○申告所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3の2） ※5 	承継者
	○事業廃止に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	被承継者

【注】

※3 「商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」「商業登記閉鎖事項全部証明書」について

○登記処理の関係で申請時に間に合わないときは、株主総会等の議事録（持分会社の場合は総社員の同意書）の写しを提出してください。

※4 「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

○納税証明書申請の際は、税証明書交付請求書にて焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターに請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものがが必要です。

○焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと納税証明書が発行されませんのでご注意ください。

○市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。未納があるにも関わらず未提出であったことが確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますので、留意してください。

- ※5 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について
- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
 - 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○株式会社」等とし keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。
- ※6 「身分証明書（日本国籍の場合）」について
- 本籍地の市区町村が発行したものです。証明書の申請方法等については、市区町村の担当課にお問い合わせください。
- ※7 「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明」について
- 全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。郵送による場合は、東京法務局への申請となります。不明な点は、最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。（東京法務局 03-5213-1234）
- ※8 「承継同意書（様式9号）及び同意人の印鑑証明書」について
- 承継同意書（様式9号）は、個人事業主が相続人に当該事業を承継する際に、関係相続人全員からの同意を得ていただくものです。提出にあたっては、同意を得た相続人全員の印鑑証明書を一緒に添付してください。
- ※9 公的機関が発行する書類は、当市受付日から3か月以内に証明されたものを提出してください。
- ※10 提出書類の各様式について
- 共通提出書類又は承継事由ごとに提出する書類において当市が定める提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/4-1-tokurei/tokurei.html>

10 被承継者の入札参加資格の取扱い

- 特例申請を経て、承継者が入札参加資格者名簿に登録された場合は、当該承継に係る登録業種についての被承継者の入札参加資格は、入札参加資格者名簿から抹消されます。

11 入札参加資格者名簿への登録日（入札参加資格の効力の発生日）

- 入札参加資格審査の決裁日の翌日です（概ね申請書の受理日から10日間程度）。

12 入札参加資格の有効期間と更新申請の手続きについて【重要】

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については、「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限が到来する日の10日前までに所定の更新審査申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- 新規登録申請（特例申請を含む）又は更新申請の際に提出する財務諸表の基準となった決算日の属する月の翌月から起算して1年7カ月目が有効期限となります。
- 「焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（建設工事）」及び「入札参加資格の更新申請 Q & A」を必ず参照してください。

13 承継者の入札参加資格の取扱いについて

- 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱第7条第1項に規定する格付を行う場合は、本特例申請認定の際に、同条第2項の規定により承継者に対してその結果を通知します。

別表

業 種		法令や登録規程に基づく登録	必須区分
測量業務	測量一般	測量法第 55 条第 1 項に基づく登録（委任先を設ける場合は、委任先の支店等も登録がされていること）	必須
	地図調整		
	航空測量		
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士法第 23 条第 1 項に基づく登録（委任先を設ける場合は、委任先の支店等も登録がされていること）	必須
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械積算		
	電気積算		
	工事監理(建築)		
	工事監理(電気)		
	工事監理(機械)		
	調査		
	耐震診断		
	地区計画及び地域計画		
建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海岸	建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項に基づく登録	任意
	港湾及び空港		
	電力土木		
	鉄道		
	道路		
	上水道及び工業用水道		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	水産土木		
	廃棄物		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質		

	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画・施工設備及び積算		
	建設環境		
	機械		
	電気電子		
土木関係業務	地下埋設物調査	\	
	漏水調査		
	交通量調査		
	環境調査		
	経済調査		
	分析・解析		
	宅地造成		
	電算関係		
	計算業務		
	資料等整理		
	施工管理		
地質調査業務		地質調査業者登録規程第2条第1項に基づく登録	任意
補償コンサルタント業務	土地調査	補償コンサルタント登録規程第2条第1項に基づく登録	任意
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		